

# 相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書

税務署  
受付印

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_\_  
税務署長

〒  
届出者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
(電話番号        -        -        )

租税特別措置法第 70 条の 6 の 2 第 1 項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

## 1 被相続人等に関する事項

被 相 続 人	住 所	氏 名	
届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日			昭 和 平 成      年      月      日

## 2 特定貸付けに関する事項

借り受けた者	住所（居所） 又は本店 （主たる事務所）の所在地	氏 名 又は 名 称	
特 定 貸 付 け を 行 っ た 年 月 日	平成      年      月      日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：平成      年      月      日 至：平成      年      月      日

上記の者へ特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表 1 のとおりです。

上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

- (1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

## 3 平成 26 年 3 月 31 日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人（相続（遺贈）により取得した日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等に関する事項

農業相続人が有する特例農地等の取得をした日における市街化区域内農地等の区分は、付表 2 の 1 及び同 2 の 2 のとおりです。

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年    月    日		

※欄は記入しないでください。

(裏)  
記載方法等

この届出書は、次の①から③までに掲げる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合に、次の 1 又は 2 に掲げるときに使用します。

- ① 農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業のために行われる貸付け
  - ② 農業経営基盤強化促進法第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業で同項第 1 号イ又は同項第 2 号に定める農地所有者代理事業及び同項第 1 号ロに定める農地売買等事業のために行われる貸付け
  - ③ 農業経営基盤強化促進法第 20 条に規定する農用地利用集積計画の定めによるところにより行われる貸付け
- 1 相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部につき特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は、特定貸付けを行ったごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から 2 月以内です。

2 次の A 又は B の場合

A 農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地又は採草放牧地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合

B 贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、受贈者が贈与税の納税猶予の適用を受ける農地又は採草放牧地について、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行ったときに、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合

なお、A 及び B ともこの届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出します。

また、A 又は B に係る届出書の提出方法及び提出期限は、次の(1)又は(2)の区分に応じそれぞれに掲げるとおりです。

- (1) 特定貸付けを行った日の翌日から 2 月を経過する日が相続税の申告書の提出期限以前となるとき  
届出書を相続税の申告書に添付して提出します。
- (2) 特定貸付けを行った日の翌日から 2 月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となるとき  
相続税の申告書に「農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書」を添付して提出します。

なお、この場合には、別途、この届出書を特定貸付けを行った日から 2 月以内に提出してください。

3 この届出書には付表 1、2 の 1 及び 2 の 2 がありますのでご注意ください。

なお、付表 2 の 1 及び 2 の 2 は、平成 26 年 3 月 31 日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、納税猶予の適用を受ける農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）のうち相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。

4 この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

5 平成 17 年 3 月 31 日以前の相続で特例農地等の全部を担保として供している人（平成 4 年分以降の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」を提出した日から 3 年を経過するごとの日までに、「相続税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

6 平成 21 年 12 月 14 日以前の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が特定貸付けを行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から 20 年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち市街化区域内農地等に対応する納税猶予税額部分となります。

7 2 に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表 1 に記載した農地等を相続税の申告書第 12 表にも記載してください。